

○長与町週休2日促進工事（営繕工事）の試行に関する要綱

令和6年6月3日

要綱第38号

（目的）

第1条 この要綱は、町が発注する工事において、週休2日に取り組むものである「週休2日促進工事」の試行に係る労務費補正等の必要な事項を定めることにより、もって建設産業の中長期的な担い手確保・育成に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 週休2日 完全週休2日（土日）、月単位の週休2日又は通期の週休2日の状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成通知日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇（12月29日から翌年1月3日までの6日間）及び夏季休暇（3日間）並びに受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間その他の発注者が対象外と認める期間を除く。
- (3) 完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週において、土曜日及び日曜日に現場閉所されている状態（悪天候の影響その他の受注者の責によらない事由により、やむを得ず平日に現場閉所して土曜日又は日曜日に施工しなければならない場合にあっては事前に発注者へ報告し、同じ週（月曜日から日曜日までをいう。）内で土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日を指定することにより、当該同じ週内で2日以上現場閉所されている状態を含むものとし、夜間工事の場合にあっては土曜日から日曜日にかけての夜間及び日曜日から月曜日にかけての夜間において現場閉所されている状態をいう。）をいう。
- (4) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月ごとの現場閉所又は現場休息日数の割合（以下「現場閉所・現場休息率」という。）が28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日（現場閉所日又は現場休息日を原則として土曜日及び日曜日としない場合にあっては、発注者及び受注者の協議により定めた日。以下この号及び次号において同じ。）の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所又は現場休息を行っている状態をいうものとし、現場閉所・現場休息率を算定するときは、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日、猛暑による作業不能日等についても、現場閉所の日数に含めるものとする。
- (5) 通期の週休2日 対象期間内の現場閉所・現場休息率が28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない対象期間においては、当該対象期間の土曜

日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所又は現場休息を行っている状態をいうものとし、現場閉所・現場休息率を算定するときは、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日、猛暑による作業不能日等についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

(6) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(7) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(試行対象工事)

第3条 この要綱による試行の対象となる工事は、町が発注する当初設計金額500万円以上の工事（営繕工事に限る。）であって、一般競争入札（総合評価落札方式によるものを含む。）及び指名競争入札によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

(1) 災害復旧その他の急施を要する工事

(2) 工事着手日から工事完成通知日までの期間が4週間未満であることが想定されるもの

(3) 供用開始までの期間がひっ迫している等の理由で工期に制約がある工事

(試行方式)

第4条 この要綱による試行の方式は、受注者希望型（発注者が週休2日促進工事の試行対象である旨明示して発注し、受注者において当該工事の契約締結後、週休2日促進工事として実施するか否かを判断して実施する方式をいう。）とする。

(補正方法)

第5条 週休2日促進工事においては、労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費をいう。以下同じ。）及び現場管理費に、次の各号に掲げる対象期間中の現場閉所又は現場休息の状況に応じ、それぞれ当該各号に定める補正係数を乗ずることで補正する。

(1) 完全週休2日（土日）促進工事（4週8休以上） 次の補正係数

ア 労務費 1.02

イ 現場管理費 1.01

(2) 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上）に係る労務費 1.02

2 前項の規定による市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正は、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和7年3月25日付け国営積第7号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知。次項において「国土交通省通知」という。）に準ずるところによる。

3 取り壊し工事及び撤去工事（設備工事を含む。）における前項の適用については、国

土交通省通知記書き 2—(2)の「表A—2 建築工事の補正率」仮設工事の項に準ずるところによるものとする。

(積算方法)

第6条 週休2日促進工事においては、月単位の週休2日を前提に、前条第1項第2号の規定により労務費を補正の上、工事費を積算して予定価格を作成する。

(実施方法)

第7条 週休2日促進工事の工事着手前にあつては、次の各号のとおり実施する。

- (1) 受注者は、週休2日の取組の希望の有無を監督職員に協議するものとし、当該協議の内容を工事打合せ簿に記録すること。この場合において、当該協議の段階においては、完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日のいずれを希望するかを宣言することを要しない。
- (2) 監督職員は、現場閉所(現場休息)予定日を記載した実施工程表その他これに類する書類(以下単に「実施工程表」という。)を受注者から受領し、完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日が確認されていることを確認すること。
- (3) 発注者は、対象期間の設定としての工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施する期間その他の対象期間外の設定について、受注者と協議の上決定すること。
- (4) 分離発注工事の受注者は、各受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調製した上で実施工程表を作成し、及び提出すること。

2 週休2日促進工事の工事着後にあつては、次の各号のとおり実施する。

- (1) 監督職員は、工程計画の見直しの必要が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)予定日を記載した実施工程表を受注者から受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認すること。この場合において、実施工程表の修正が必要と認めるときには、受注者間で調整を行う必要があること。
- (2) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)日が記載された実施工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認すること。
- (3) 受注者は、監督職員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため実施工程表に現場閉所(現場休息)の日を記載し、月1回、工事月報に添付して監督職員に提出すること。

(現場閉所状況等による変更契約)

第8条 現場閉所又は現場休息の達成状況の確認の結果、完全週休2日(土日)となる場合は、第6条の規定による補正に関し、第5条第1項第1号に規定する補正係数に変更して増額の変更契約を行うものとする。

2 現場閉所又は現場休息の達成状況の確認の結果、月単位の週休2日と認められない場合は、第6条の規定による補正に係る補正係数を除することにより、請負金額のうち労務費補正分を減額する変更契約を行うものとする。

3 工事の着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が

週休2日の取組を希望しない場合を含む。)は、当該工事の契約締結後の直近の変更契約時その他適当と認められる時に、第6条の規定による補正に係る補正係数を除することにより、請負金額のうち労務費補正分を減額する変更契約を行うものとする。

(工期の変更による変更契約)

第9条 第7条第2項又は第6項の規定により、受注者及び発注者の協議に基づき、当初の契約に係る工期を変更することが適当と認められるときは、当該工期に係る変更契約を行うものとする。

(特記仕様書への明示)

第10条 週休2日促進工事の試行に係る特記仕様書には、週休2日促進工事の試行の対象である旨を明示するものとする。

2 前項の規定による特記仕様書の明示は、おおよそ別記様式に定めるところによる。

(留意事項)

第11条 週休2日の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めること。
- (2) 監督職員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)の日に作業が発生するような指示等を行わないよう配慮すること。
- (3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整に適切に実施すること。
- (4) 工事の一時中止を行う場合その他の対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員と受注者とで協議すること。
- (5) 統括安全衛生責任者が選任されている場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令の規定に基づき代理者を選任しなければならないことから、監督職員は、実施工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日と場合の体制について必要な調整を行うこと。
- (6) 週休2日促進工事を実施する場合には、週休2日促進工事である旨を、仮囲いの外側、現場事務所及び作業員詰所の出入口その他の当該現場の内外に分かるよう看板等により掲出すること。
- (7) 公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施行期間や、設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど、適正な工期を設定すること。
- (8) 週休2日促進工事の実施に当たり、工期、契約金額等について、下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に起工する試行対象工事から適用するものとし、同日前に起工した工事については、適用しない。

改正附則 (略)

別記様式 (第10条関係)

(特記仕様書記載例)

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休2日促進工事(受注者希望方式)である。週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合せ簿等で協議するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3項、4項に規定する義務を負わない。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「週休2日」とは次の②、③又は④の状態をいう。
 - ② 「完全週休2日(土日)」とは、対象期間において、全ての週で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。
 - ③ 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
 - ④ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
 - ⑤ 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容(中間・期末試験○日間、資格試験○日間、入試及びその準備期間○日間、卒業式及びその準備期間○日間、入学式及びその準備期間○日間 ※他にも工事ができないことが分かるものは記載すること。)に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - ⑥ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ⑦ 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - ⑧ 「完全週休2日(土日)」とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所(現

場休息) されている状態をいう。なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所(現場休息)し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所(現場休息)日を指定するものとする。土日に代わる現場閉所(現場休息)日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、土日に代わる現場閉所(現場休息)日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所(現場休息)日を含め1週間に2日間以上の現場閉所(現場休息)を行っている場合に、完全週休2日(土日)を達成しているものとみなす。また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所(現場休息)が行われていれば、完全週休2日(土日)を達成しているものとみなす。

⑨ 「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。なお、現場閉所(現場休息)率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所(現場休息)日数に含めるものとする。また、現場閉所日(現場休息日)を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

⑩ 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所(現場休息)率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所(現場休息)日数に含めるものとする。

3 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場閉所(現場休息)予定日を記載した実施工程表等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。なお、確認に際しては、週休2日の実施パターン(「完全週休2日(土日)」または「月単位の週休2日」)を明記するものとするが、「月単位の週休2日」以上の水準となる現場閉所(現場休息)日数は確保するものとする。受注者は分離発注工事である●●工事、●●●工事の受注者と協力し、工事進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所(現場休息)の状況を確認するために「実施工程表」等に現場閉所(現場休息)日を記載し、月1回の工事月報に添付し、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

4 監督職員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)日が記載された実施工程表等により、対象期間内の現場閉所(現場休息)日数を確認する。

5 通期の4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数1.02により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料

の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休を満たす場合は補正係数を1.04に変更し増額変更する。通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。